

此、國與主命を扶綱し、せる産業の発展と、  
 神官公職職業の公營、  
 租税減免の存続、  
 輸入税の減免、  
 出金に當り、  
 十、  
 十一、  
 十二、  
 十三、  
 十四、  
 十五、  
 十六、  
 十七、  
 十八、  
 十九、  
 二十、  
 二十一、  
 二十二、  
 二十三、  
 二十四、  
 二十五、

財團法人協調會大阪支所  
 財團法人協調會大阪支所

社會自由黨規約草案

第一章 名稱

第一條 本黨は社會自由黨と稱し本部を大阪に置く

第二章 目的

第二條 本黨は黨の綱領、宣言、及び決議、政策の貫徹を圖るを以て目的とす

第三章 構成

第三條 本黨は黨の綱領、規約を遵守する個人を以て構成す

第四章 機關

第一節

第四條 黨大會は黨の最高決議機關にして大會代議員中央執行委員及本部役員を以て構成す

第五條 黨大會は毎年一回中央執行委員會之を召集し議長及副議長は大會に於て選舉す但し中央執行委員會三分の二以上必要ある